

「(仮称) 岩泉有芸風力発電事業」環境影響評価準備書に対する岩手県知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 事業実施区域内やその周辺には、保安林及び鳥獣保護区が含まれ、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく天然記念物として指定されているイヌワシ繁殖地には平成 24 年度環境省第 4 次レッドリストの絶滅危惧種 I B 類及びいわてレッドデータブックの A ランクに分類されている希少猛禽類であるイヌワシ 3 つがいが確認されている等、自然環境保全上、重要な地域である。したがって、以下に示す個別的事項に留意しながら、事業計画全体の再検討を行い、想定される環境影響、特に希少野生動物に対する適切な環境保全措置を追加的に講じること。
- (3) 方法書に対する意見でも述べたところであるが、当該事業計画は、設置する風力発電機の基数やその設置位置等の事業性の検討が環境影響の回避・低減の検討よりも優先された計画になっていることから、今後、事業計画の再検討を進めるに当たっては、事業性の検討が、各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の結果を踏まえて行われる環境影響の回避・低減に係る検討に優先されることがないようにすること。また、その検討経緯を明らかにするとともに、評価書に記載すること。
- (4) 方法書に対する意見でも述べたところであるが、当該事業実施区域周辺には、計画中の他の事業者による風力発電事業が存在し、将来的に累積的な環境影響が懸念されることから、その件について調査、予測及び評価を実施すること。
また、調査、予測及び評価を実施するにあたっては専門家の意見を聴きその助言を受ける等、十分に検討を行ったうえで評価書を作成すること。
- (5) 環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電機の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

事業実施区域周辺には、住居、学校、病院その他の環境保全についての配慮が必要な施設が存在しており、事業の実施に伴う騒音、低周波音及び振動に係

る影響が懸念されることから、影響について調査、予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載するとともに、環境影響に対する配慮を継続のうえ、適切な環境保全措置を講ずること。

また、岩泉町から、事業実施区域周辺には、酪農団地が存在しており、低周波音による乳牛へのストレスによる受胎率及び搾乳率への影響が懸念されるため、最新の知見により適切な評価を行うよう努めていただきたい旨の意見が述べられているので、適切に対応すること。

(2) 動物

- ① 事業実施区域に行動圏がかかるイヌワシ等の希少猛禽類については、事業による繁殖等への影響（つがいの消失や繁殖成功率の急速な低下等）やバードストライク発生の可能性が特に懸念されることから、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ再度、最新の研究成果に基づき個体識別に基づく行動圏内部構造や牧野等植生環境別の餌動物を確実に調査し、衝突確率や複数ペアがいることによる累積影響について調査、予測及び評価を適切に実施し、その結果を評価書に記載すること。

また、その結果を踏まえ、以下の事項についても専門家の意見を聴きながら対応を検討のうえ、その検討経緯等を評価書に記載すること。

ア 風力発電機の基数の更なる削減や位置の変更

イ 例えば、風力発電機の稼働時間の調整等、イヌワシ等の希少猛禽類の繁殖や年間を通じた採餌行動にかかる影響への追加的措置

- ② イヌワシ等の希少猛禽類に対する環境保全措置として代償措置が必要と考えられるため、予測評価の結果明らかとなった影響の程度に見合った措置を適切に実施し、その経過と結果を評価書に記載すること。
- ③ コウモリ類について、事業実施区域及びその周辺には、龍泉洞などの洞窟が多数分布し、希少なコウモリ類が生息する可能性があることから、専門家の意見を聴きながら、遠赤外線ビデオによる追加調査など、十分な調査を実施したうえで、影響について予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

(3) 植物

- ① 事業実施区域周辺において風衝荒廃を発生させないよう、専門家の意見を聴きながら十分な調査を実施したうえで、影響について調査、予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。
- ② ダケカンバ林は風衝と冬季の土壌凍結が発生しやすいため、伐採による植生荒廃の懸念があることから、風力発電機の設置はダケカンバ林が成立している場所を回避することが望ましい。

(4) 景観

事業実施区域周辺には、住居、学校、病院その他の環境保全についての配慮が必要な施設が存在しており、事業の実施に伴う景観に係る影響が懸念されることから、影響について調査、予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

(5) 自然災害

事業実施区域及びその周辺は、平成 28 年台風 10 号により甚大な被害を受けた地域であり、また、宮古市からの意見によれば降雨 5 時間で 357 mm の猛烈な雨量を観測した峠ノ神山とも隣接しているところである。当該事業計画における風力発電機設置位置は急峻な崖上に多く、土砂流出・崩壊防備保安林に接するとともに、崖下には、土石流危険渓流や土石流危険区域、崩壊土砂流出危険地区が広がっており、土石流や土砂の崩壊等の危険が高いと認められることから、関係機関と十分協議の上、自然災害に対する適切な対策を講じること。また、風力発電機の基数の更なる削減や設置位置の変更を優先的に検討すること。

(6) その他

事業の実施に当たっては、事業内容について、地元住民等へ十分な説明を行い、理解を得られるよう努めること。